一般社団法人　北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

きずな

機関誌　第12号 2022.9

（相談員手作りの作品）

「歩み…今まで、そして明日へ」

一般社団法人
北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
理事長　白　井　宏　之

この「きずな」を手にしてくださった皆様には、日頃より当支援センターの活動に温かなご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、今年度、山上前理事長からバトンを引き継ぎ、理事長に就任いたしました。

当支援センター設立時、私は代表理事を務めておりましたが、この度、縁あって再び理事長に就くこととなりました。皆様には、山上前理事長同様変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、山上前理事長は、平成26年から８年にわたる在任中、当支援センターが抱える多くの課題解決に労苦を惜しまず、組織を牽引されました。特に、道警旭川方面本部所管の13警察署や44市町村をくまなく訪問し、当支援センターへの理解と協力を求めるとともに、旭川市内の多くの事業所を回り賛助会員としてのご支援を募られたことなど、強いリーダーシップと行動力に心からの敬意と感謝を表したいと存じます。

さて、私どもの活動は、有志により昭和60年からカウンセラー養成講座を開始し、以後、電話による「心の悩み相談」を続け、平成２１年に北海道警察旭川方面本部や旭川市のご指導・ご協力により「一般社団法人　北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター」を設立しました。設立と共に、「北・ほっかいどう被害者相談室」を開設し、「心の悩み相談」と併せて、犯罪被害者支援や悩み苦しみを抱える多くの方々のために、力を尽くしてまいりました。現在も電話による相談を中心に面接相談、直接的支援等、様々な支援活動を展開しております。

現在、15名の相談員が相談・支援業務に携わっていますが、仕事を持っている相談員も多く、それぞれ限られた時間をやりくりしながら業務を果たしております。

昨年度（令和３年度）の相談件数は、犯罪被害者相談は265件、心の悩み相談は、318件でした。ここ２、３年（コロナ禍となってから）の傾向として、被害相談の内容が多岐にわたるようなったこと、そして各相談の深刻度が増したことにより、１件の相談が長時間化し、複数回に渡ることも多くなったと聞いております。

相談員たちは、相談者からの様々なニーズに対応するため、年間23回にもわたる研修の場を設け、研鑽に励んでおります。研修の講師は、現職の公認・臨床心理士や大学教授、弁護士、医師等様々な分野の専門家に依頼しております。

日々の仕事や相談業務で疲れているにもかかわらず、頑張ってくれている姿を見ますと、私はいつも頭の下がる思いを持っております。この相談員たちの熱意は、悩める方々の明日への道を拓いてくれるものと私は確信いたしております。

以上、当支援センターの大まかな歩みと相談・支援の現場について紹介してまいりましたが、私どもがこれからも一人でも多くの方々のお力になるためには、運営の財政基盤をしっかりと固める必要があると考えております。正直なところ、コロナ禍以降の財政状況には、大変厳しいものがございます。現在も会員並びに多くの法人を含めた賛助会員の皆様、寄付型自動販売機でご協力くださっている北海道警察旭川方面本部と飲料メーカー及び設置先の皆様、そして貴重な浄財をご寄付くださった皆様をはじめ、多くの善意に支えられ、活動を続けられておりますが、以前同様今後も変わることのないご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

役員のご紹介

理事長	白　井　宏　之	旭川神楽神経科内科医院長
副理事長	村　田　悦　子	被害者相談室室長
副理事長	猫　山　房　良	法務局人権擁護委員 旭川市民生委員児童委員
専務理事	鈴　木　信　人	旭川市社会教育委員会議議長 当センター事務局長
理　事	三　上　正　明	旭川大学短期大学部名誉教授
理　事	大　盛　久　史	臨床心理士　旭川厚生病院
理　事	池　田　めぐみ	弁護士 旭川駅前法律事務所
理　事	松　倉　敏　郎	旭川商工会議所専務理事
理　事	岡　部　きよみ	被害者相談室副室長
理　事	長　　和　彦	旭川医療センター 発達神経科センター長
監　事	向　井　一　雄	税理士 税理士法人ＭＫパートナーズ
監　事	辻　　紀　子	訪問看護ステーション「モモ」 所長
顧　問	石　垣　靖　子	北海道医療大学名誉教授
相談役	南　　聡	行政書士

沿　　革

昭和60年	「旭川地区家庭生活カウンセラー養成講座」を開講
昭和61年	任意団体「旭川地区家庭生活カウンセラークラブ」を発足
平成５年	「心の悩み（電話）相談」を、旭川市五条庁舎に開設
平成21年	「北・ほっかいどう被害者相談室」開設
	非営利法人「一般社団法人　北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター」と改称し、法人登記
	NPO法人「全国被害者支援ネットワーク」に加盟
平成22年	旭川市から、安心安全まちづくりに貢献したとして表彰状
	北海道警察旭川方面本部旭川中央警察署から感謝状
平成24年	旭川陸上自衛隊駐屯地業務隊60周年記念の表彰状
	非常勤事務局員（総務）1名採用
平成25年	非常勤事務局員（会計）1名採用 常勤事務局長採用
平成27年	ホームページのリニューアル、ロゴマークの決定、徽章（バッジ）作製
平成28年	北海道警察旭川方面本部及び管内各警察署（13）・各市町村（44）へ挨拶訪問
	HR（ファンドレイジング）担当者採用
平成29年	陸上自衛隊旭川駐屯地から65周年記念感謝状（岡部きよみ理事）
令和元年	特定非営利活動法人ゆいネット北海道（性暴力被害者支援センター「SACRACH（さくらこ）」）と業務委託契約（11月）

『社会全体で行う被害者支援について』

旭川方面旭川東警察署
警務課犯罪被害者支援係長

警部補　金　子　祥　大

北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターの皆様におかれましては、日頃から犯罪被害者支援活動に御尽力いただいておりますとともに、警察活動に対する深い御理解と御協力を頂いておりますことに、心から敬意を表するとともに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

日本は世界的に見て平和な国ではあるものの、全国各地で、殺人や強盗、強制性交等の凶悪犯罪、交通死亡事故や重傷事故が発生しており、それに伴い、被害者やその家族、遺族（以下「被害者等」）が生まれています。

私も警察官として勤務する中で、理不尽な犯罪や交通事故に巻き込まれ、被害者等になってしまった方々を何人も見てきました。こういった被害者等の心身の負担を少しでも軽減するためには、社会全体で被害者等を援助することが必要になります。特に被害者支援団体は、被害者等からの相談を受けたり、警察対応の手助けや付添いをするなど、被害者等の心に寄り添う重要な役割を担っています。

犯罪被害者等が抱える不安、トラウマの程度は、関係者の性別、犯罪の種類、置かれている環境等から、一人一人異なります。そういった被害者等が必要としている支援は多岐にわたり、警察のみならず関係機関や団体等が相互に連携して支援を行うことが求められます。

しかし、多くの被害者支援団体は、国や自治体、各企業等による助成金や賛助金など極めて限られた予算内での運営を余儀なくされているのが現状です。被害者支援団体の活動・運営が困難に陥ると、犯罪被害者等の心の支えが失われることに繋がります。

このような事態を避ける一助として、売上金の一部を民間被害者支援団体に寄附する仕組みの『寄附型自動販売機』の導入が全道的に進んでおり、北海道警察では、庁舎ごとに寄附型自動販売機を設置しています。

また、不要になった本やＣＤ、ＤＶＤなどを買取業者に査定してもらい、その買取金額相当額を寄附するホンデリングへの参加や、新品又は書き損じはがきや未使用のテレホンカードの提供等を行い、微力ながら、活動資金を寄附させてもらっています。

その他には、交通事故で亡くなった男児が生前、育てていたひまわりから収穫された種を全国各地で配布し、命や交通安全の大切さを知ってもらう「ひまわりの絆プロジェクト」というものがあり、北海道警察では、犯罪被害者支援業務に絡み、啓発活動の一環として広く周知を行っています。

私自身、４月から旭川東警察署の被害者支援業務を担当することとなり、自署や市役所に特設ブースを作り、啓発広告と共にひまわりの種を配ったり、管内の幼稚園児と共にひまわりの種を植えたりして、周知を図っています。

寄附や啓発活動により被害者支援活動を行うことについて、私は交通取締りやパトロール等による犯罪発生の抑止、被疑者の検挙と同じくらい大切なものだと考えています。

繰り返しになりますが、社会全体で犯罪被害、遺族を支えるためには、民間犯罪被害者支援団体の協力が不可欠です。

皆様方におかれましても、犯罪被害者支援に関する各種施策をはじめ、民間被害者支援団体の活動に対し、より一層の御理解と御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

『「相談」が果たす役割』

旭川大学保健福祉学部
コミュニティ福祉学科

教　授　内　田　雅　志

北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターには、2019年から養成講座と現任の相談員の研修の講師を何度か担当する形で、お世話になっています。皆さんの熱心な受講の姿勢にいつも感心し、身が引き締まる思いをしております。その他にも、ボランタリーな社会活動団体にいくつか関わってきました。勤務する大学では、社会福祉士養成を骨格としたカリキュラムの学科に所属しています。

こういった活動に参加しようと思う方、そして、福祉の仕事に就こうという学生の動機に一定の割合、「自分もこれまでの人生で大変な思いをしたから…」というものがあります。それは、苦境を助けていただいたことがあるので、自分も何か役に立ちたいという場合もありますが、印象に残るのは、「自分はつらい思いをしたので、人の悩みを理解できるから、お役に立てるのでは…」といったものです。これは頷ける理由のようですが、誰もがそうではないように思います。

ちょうど、この原稿を書いている2022年7月は元首相が亡くなるという大きな事件が起こり、また、以前の事件に関わるニュース(追悼の日、死刑執行)が相次ぎました。これらの事件の犯人の中には、事件の契機や人格形成に大きな影響があったであろう、過酷な生い立ちを持つ者がいます。その不幸が免罪符とならないのは言うまでもありませんが、不遇がなければ、これほどの事件は起こらなかったかもしれないという思いはよぎります。

人生に困難な時期があったことが、他の人への加害行為に転じる場合もあれば、人助けをしようという動機にもなる。それぞれに聞けば、「なるほど」と思うでしょうが、並べてみると、正反対の方向に進んだことになります。もちろん、積極的に加害も人助けもしない人、または、人との関わりをできるだけ避けようとする人もいるでしょう。幸せそうに暮らしていても、話を聞いてみると、壮絶な人生を送ってきた人もいます。

時系列的に事実を見ると、「○○があったから、△△しようと思った。」となりますが、それは因果関係ではないかもしれません。「○○があったことは、私にとって□□という意味を持った。だから、私は△△しようと思った。」という方が幾分、現実に近いのではないかと思います。そして、そう考えないと、人は自分の人生を自分自身で生きているという手ごたえを持てないでしょう。

「相談」という仕事は、この「私にとって□□という意味を持った。」という部分に働くものだと思われます。過去に起きた出来事や事実は変えようがありませんが、それが持つ意味には考える余地がある。だからこそ、困難な状況にある人に対して「相談」が果たす役割があるのだと思います。

連日の報道が目に入り、関係者でもない自分も憂鬱になりながら、こんなことを考えていました。

『暴力防止と歩んで』

CAPあさひかわ
代表　中　島　智　子

2000年にCAP(こどもへの暴力防止)を立ち上げ、20年余が経過しました。すべての子どもが安心して自信をもって自由に選択をして生きていくという人権教育プログラムを未就学児さんから中高生までに届けています。

子どもは多くは家庭で育つので、このプログラムは保護者とそれに代わる人、教職員といった子どもを囲む人々に提供するのが基本の形で定着しています。コロナ禍の中で様々な影響が出ており、教育活動は従来の形で出来ずに経過しています。自粛で家庭の中での虐待やDVが増えていることは昨今の報道でもご承知の事実です。CAPは子どもたちだけではなく、かつて子どもだった私たち大人にも大切なプログラムです。

私は今年初めから、5年前から実施されている札幌でのDV加害者更生プログラム及びDV被害女性支援プログラムに参加しています。

その場で感じることは、ゆがんだ価値観や特権意識、ジェンダーバイアスなどを持ち、力によるコントロールでパートナーに暴力をふるっていることに気付けていない加害者の姿です。同時に被害女性は暴力によって無力感、自己否定、無気力に捕らわれています。

被害女性を逃がし保護することに加え、自らの意思決定で自らの人生を歩く支援が出来ることが第一歩と感じました。

このプログラムは車の両輪のようなもので、両者が自分たちの状況に『気付き』、そこから自分たちなりのゴールに向かって歩くのを、更生と支援の両輪のバランスを取りながら進めて行くものです。根底にはCAPがあるのだと毎回感じております。全ての人が安心して自信をもって自由に自分の選択が出来るように、この困難な時代だからこそ、CAPプログラムを届けていきたい。

活動内容のご案内

被害に遭われると、眠れない・食欲がない・恐怖がよみがえるなど心身がつらくなったり、今後のことが不安になったりします。被害を受けると当然でてくることですので、このようなときには、まずお電話ください。当センターは、犯罪、性暴力（強姦、強制わいせつなど）、交通事故、DV、虐待、ハラスメント（パワハラ、セクハラ）などにより被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に対して、電話相談・面接相談・直接的支援など各種の支援を行っています。

電話相談

被害者相談専用電話 0166-24-1900　（月・火・木・金曜日10：00～15：00　祝日、年末年始は除く）

被害を受けて傷ついた心を誰にも相談できずに悩んでいる被害者の方々が、「胸のうちを聞いて欲しい」「被害後の捜査から裁判までの流れを知りたい」「被害に起因して行う手続きの取扱機関を知りたい」などの相談に、犯罪被害相談員が、応じています。

なお、**心の悩み相談専用電話　0166-27-7611　（火・木曜日10：00～15：00　祝日、年末年始は除く）** もあります。

面接相談

「面接相談」は、電話相談により事前予約（日程調整）を受け付けておりますので、どうぞお申し出ください。

面接は、原則としてセンター面接相談室において行い、複数の犯罪被害相談員等が被害者の方との面接相談により、それぞれの相談内容に応じて最適な支援方法を考えます。

直接的支援

「直接的支援」は多くの場合、面接相談を経て、支援センターの支援員が被害者の方々に直接寄り添って支える活動です。具体的には、警察や裁判所、病院や弁護士事務所などへの付き添い、裁判の代理傍聴、各種手続きの手伝いのほか、ご自宅訪問や日常生活におけるサポート、弁護士による法律相談や専門家によるカウンセリングの紹介なども行っています。いずれの支援も無償で、被害者の方々の個人情報や秘密は固く守られているため、安心してご相談ください。

申請の補助

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする方については、申請書の記載要領などを説明、補助いたします。

申請をお考えの方は、あらかじめ電話相談（0166-24-3010）にてお申し出ください。

◇北・ほっかいどう被害者相談室◇　相談無料　秘密厳守

被害者相談　0166−24−1900　（月･火･木･金曜日10:00～15:00　祝日、年末年始は除く）
心の悩み相談　0166−27−7611　（火･木曜日10:00～15:00　祝日、年末年始は除く）

令和３年度　支援状況

犯罪被害相談内容集計表

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
性　犯　罪	7	2	7	7	11	1	0	3	0	0	0	0	38	14%
暴 行 障 害	2	2	1	1	1	2	1	3	1	1	3	5	23	9%
虐　　待	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4	2%
D　　V	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	4	3	12	5%
交 通 被 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
財 産 被 害	2	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	10	4%
パワハラ、セクハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
その他、自殺近隣	9	17	10	15	15	17	16	19	18	12	12	18	178	67%
合　計	20	22	19	23	29	22	21	25	19	17	22	26	265	100%

心の悩み相談内容集計表

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
1 夫婦関係	1	5	0	1	0	2	0	1	0	2	0	3	15	5%
2 親子関係（乳幼児）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7%
3 親子関係（学童期）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4 親子関係（思春期）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 親子関係（成人期）	2	1	0	2	0	2	4	0	1	0	0	0	12	
6 親子関係（親）	0	1	1	1	2	0	2	2	0	0	1	0	10	
7 親族関係	1	0	1	1	0	0	1	2	1	0	2	1	10	3%
8 男女関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9%
9 近隣･職場他の人間関係	4	2	1	7	4	3	2	2	0	4	0	1	30	
10 法律問題	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1%
11 保健･医療	4	1	4	7	6	8	10	1	0	1	5	1	48	15%
12 性	1	0	1	0	2	3	1	1	1	4	1	3	18	6%
13 生き方	15	9	13	18	16	11	12	7	5	8	7	14	135	42%
14 生計	1	0	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0	7	2%
15 暮らしの知識	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0%
16 自殺	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0%
17 DV	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1%
18 その他	3	1	0	2	5	3	1	2	3	1	2	4	27	8%
合　計	32	21	23	40	35	34	33	18	13	21	19	29	318	100%

犯罪被害相談内容集計表

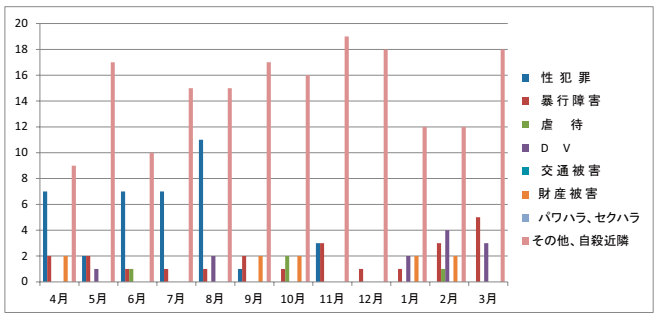

心の悩み相談内容集計表

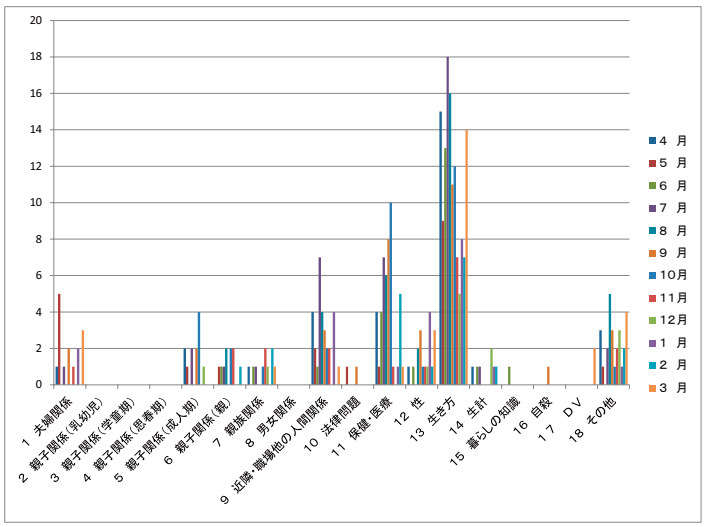

令和3年度の相談内容について

コロナ禍になってから相談内容が深刻化、長時間化する傾向が続いています。

特に、精神疾患による孤立化が招く悩みや「8050問題…親の高齢化と中年の引きこもり」に起因する相談が増えつつあります。

被害者相談では、性犯罪に関わる相談が多い割合を示しています。経済的な困窮と関係して、俗に言われる「パパ活」や風俗営業による深刻な性被害の相談もいくつか寄せられました。

令和３年度収支決算および令和４年度予算

＜令和３年度収支決算＞

収入の部		支出の部		
会 費（正会員・賛助会員）	1,313,000	事業費	活動調査費	1,652,135
寄付金	1,361,126		相談員養成費	2,133,741
助成金	2,524,000		広報啓発費	185,900
受講料	795,000		計	3,971,776
審査認定料	280,000	管理費		2,870,847
委託金収入	8,172	当期収支差額		289,003
雑収入	124,146			
前期繰越収支差額	726,182			
収入計	7,131,626	支出計		7,131,626

＜令和４年度予算＞

収入の部		支出の部		
会 費（正会員・賛助会員）	1,300,000	事業費	活動調査費	1,450,000
寄付金	2,100,000		相談員養成費	1,600,000
助成金	1,760,000		広報啓発費	250,000
受講料	240,000		計	3,300,000
審査認定料	0	管理費		2,950,000
委託金収入	100,000	特定費用準備資金積立		0
雑収入	170,997			
前期繰越収支差額	289,003			
助成金返還（前年度未執行分）	△ 210,000			
特定費用準備資金取崩	500,000			
収入計	6,250,000	支出計		6,250,000

前回機関誌(第11号)発行以降の主な活動報告

○旭川被害者支援連絡協議会 街頭啓発活動

（令和３年11月25日　旭川駅構内）

ウエットティッシュ･チラシ等を配布しながら、被害者支援活動への理解深める

表紙の作品作者から一言

トンボ玉、お人形にネコ、生活品のミニチュア…小さな作品づくりに没頭するひとときは、日常の雑事を忘れさせてくれます。できあがった作品たちは、静かに微笑んでいるかのように見え、そして私の心を整えてくれます。

国家一級整備士のいる 安心と信頼のお店
金田自動車
0120-51-9911
〒071-8121 旭川市末広東1条6丁目1番8号

今年度の主な行事予定

○令和４年度 カウンセラー養成１級講座

・目　　的：当法人は、犯罪被害者及び心の悩みを持つ者への必要な支援並びに安全で安心して地域で暮らすための各種相談を担当する相談員の育成事業を行い、健全な地域社会の推進に寄与することを目的とする。

・内　　容：当センター公式HPに掲載の「１級実施表」「１級内容」等を参照願います。

・実施年月日：５月～10月（２級認定者対象）

・実施場所：ときわ市民ホール等

・参加者数：１級９名

・後　　援：旭川市教育委員会・旭川市医師会

○公開講座　10月１日(土)
講師：旭川医科大学教授　長谷川 博亮 氏

○支援の輪　チャリティコンサート　11月６日(日)
コロナ感染防止のため中止

添うこころ　贈るこころ
有限会社 訪問看護ステーション モモ
所長 辻　紀子
旭川市北門町22丁目2168-131
0166-52-2252

感動広がる

企画・デザイン・総合印刷
有限会社 かとう印刷
旭川市神楽5条4丁目
TEL 61-6447

ご協力ありがとうございます

（敬称略・順不同）

皆様の温かいご支援をいただきながら、おかげさまで当支援センターも機関誌12号を発行することができました。

皆様の善意は、犯罪の陰で心を痛めている方々や様々な悩みを抱えている多くの方のためのお役に立っています。今後も変わらぬご支援をいただけますよう、心よりお願い申し上げます。

《令和４年度正会員（個人･法人･団体）》

白井宏之　三上正明　井田千江　村田悦子　岡部きよみ　大盛久史　池田めぐみ
南　聡　山上雅己　長　和彦　主藤直美　高清水奈保美　辻　紀子　猫山房良
一條和子　岸本正通　佐々木ゆり子　中川章子　野﨑志らべ　工藤友子　佐々木幸子
升崎美由紀　清水　悟　今城純子　南　真由美　上田佳世子　井田友三　丸山　朗
鈴木信人　吉見美徳　西田奈央　旭川商工会議所　(有)訪問看護ステーション モモ

（以上2法人･団体および31名）

《令和４年度賛助会員（法人･団体）》

アースコンサルタント(株)　アートホテル旭川　(株)葵開発コンサル　赤川建設興業(株)　旭川市
(株)旭川アートプロセス　旭川市医師会　旭川駅前法律事務所　旭川ケーブルテレビ㈱　(一社)旭川建設業協会
㈱アサヒ建設コンサルタント　旭川食糧(株)　(株)旭川振興公社　旭川信用金庫　旭川設計測量(株)
旭川中央警察署職員協和会　旭川中央交通(株)　旭川中央防犯協会　旭川通運(株)　旭川トヨペット(株)
旭川東警察署職員親和会　旭川方面交通安全協会　旭川方面本部警務･監察親和会　(株)穴口ふとん店　荒井建設(株)
荒木測量設計(株)　(株)五十嵐組　(株)生駒組　石森電気工事(株)　(株)石山工務店
(株)いずみガーデン　(株)イズム･グリーン　植平印刷(株)　(株)ウッドパーツ　(株)エイブル保険事務所
(株) エフ･イー　税理士法人　MKパートナーズ　(株)大西時計店　㈱キョウエイアドインターナショナル　(株)尾田工業　神楽神経科内科医院
(株)片桐紙器　(有)かとう印刷　(株)協和コンサルタント　極東警備保障(株)
旭陽電機(株)　(株)厚友会　五大建設コンサルタント(株)　小鳩交通(株)　(株)坂下工務店
佐藤真吾法律事務所　㈱秀グループハウス静療館　新谷建設(株)　清香園山田植木(株)　(株)測新開発
第一砕石(株)　(株)ダイイチプラニング　大建土木(株)　大地コンサルタント(株)　(株)高　組
(株)只石組　立山青野建設(株)　(株)田中組旭川支店　千葉総合法律事務所　千代田電装工業(株)
(株)テクノス北海道　天塩警察署　(株)電業　(株)東花苑　東光コンサルタント(株)
(株)道北アークス　道北法律事務所　(株)トーワ建設　(株)トヨタレンタリース　(株)ドルック
中村印刷(株)　(株)中村葬儀社　西山坂田電気(株)　(株)日興ジオテック　日成工機(株)
(株)日専連旭川　日北試錐工業（株）　(株)ネクシス光洋　㈱橋本川島コーポレーション　畠山建設(株)
花本建設(株)　平間造園(株)　廣田善康法律事務所　(株)廣野組　(株)富士建設コンサル
北友興業(株)　北陽電材(株)　北海道相互電設(株)　ポリマー工業(株)　松藤土建(株)
(株)丸金金田自動車　(株)丸善三番舘　(株)緑ケアライフサービス　美浪左官工業(株)　メイプル病院
八重樫法律事務所　(株)安井組　山岡木材工業(株)　ヤマサ暖房機器(株)　(株)山本ビル
(株)ライナーネットワーク　リーダース産業(株)　りんどう法律事務所　ロッキーハウス(株)　(有)ワカサ

（以上110法人･団体）

《令和４年度賛助会員（個人）》

石上京子　伊藤智之　稲場久美子　今本千衣子　内海千枝　大根尚之　大野英美子
大家教正　岡本典子　岡本佳子　笠原裕治　加藤禮子　岸本美智代　作田峰之
佐藤考英　佐藤真吾　佐野智子　静間利行　柴崎ツヤ子　清水健史　信野紀子
菅原美喜子　鈴木明美　田澤己栄樹　千葉健夫　富樫松子　中島智子　西山陽一
猫山よう子　早勢レイ子　廣田善康　深瀬和也　眞木裕二　牧野まゆみ　向井一雄
門別秀保　八重樫和裕　山下有紀　山田　覚　若林　健　和田　治

（以上41名）

《令和３年度および令和４年度ご寄付等（個人･法人･団体）》

《寄付金》

旭川中央警察署　西山坂田電気㈱　道警旭川方面本部　旭川東警察署　(有)印名堂
旭川機械工業(株)　井田千江　鈴木信人　猫山房良　岡部きよみ
山上雅己　村田悦子　藤井英規　鈴木明美　岸本正通

（以上６法人･団体および９名他募金者不特定多数）

《寄付型自販機関連》

旭川商工会議所　道警旭川方面本部　㈱橋本川島コーポレーション　旭川東警察署　アルファ豊岡店
小鳩交通㈱　瀬戸　豊　ダイアナ滝川　ダイドードリンコ　道北自動車学校
(株)伊藤園　名寄自動車学校　旭川運転免許センター　大塚製薬　北斗総業
田中石灰工業(株)　道の駅けんぶち　留萌自動車学校　北海道コカ･コーラボトリング㈱　道北飲料㈱
(有)コバヤシ　サントリービバレッジソリューション㈱　ウエシマ　士別グランドホテル

（以上23法人･団体および1名）

《募金箱設置》

(株)旭川富貴堂　天塩町役場　名寄警察署　名寄警察署美深警察庁舎　日専連旭川
枝幸地区被害者支援連絡協議会　士別警察署　中頓別役場　深川警察署　富良野警察署
旭川東警察署　富良野市役所　北竜町役場　幌加内町役場　増毛町役場
留萌警察署　稚内市役所　当麻町役場　南富良野町役場　猿払村役場
稚内警察署　上富良野町役場　羽幌警察署　当被害者相談室

（以上24法人･団体）

《ホンデリング》

道警旭川方面本部　稚内警察署　枝幸警察署　永野啓典

（以上3法人･団体および1名）

※ 誤字、記載漏れ等がございましたら、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。
　なお、今後お名前の記載を望まれない方はお申し出ください。
※旭川方面本部のご協力で、自販機設置件数が徐々に増加しております。方面本部並びに設置いただいている先には、心よりお礼申し上げます。

会員募集と寄付のお願い

当センターは、営利を目的としない民間の被害者支援組織です。私たちの活動は、犯罪被害者を支援する会員からの会費及び寄付金等によって支えられています。より多くの皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

正会員

個人会員	年会費： 3,000円
法人・団体会員	年会費：15,000円

賛助会員

個人会員	年会費：（一口 2,000円）一口以上
法人・団体会員	年会費：（一口10,000円）一口以上

※法人・団体の会員様には「賛助会員の証」をお渡ししております。

会費･寄付振込先

旭川信用金庫	本　　店　　普通　１４３１３９５
口座名義	一般社団法人　北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

北海道銀行	大町支店　　普通　０４８９３５１
口座名義	北・ほっかいどう被害者相談室

郵便振替口座	０２７１０－３－７９６１６
加入者名	北・ほっかいどう被害者相談室

「寄付型自動販売機」の設置および「寄付型」への変更依頼

○寄付型自動販売機（＝被害者支援自動販売機）とは

・飲料メーカー等が、その売上金の一部を民間被害者支援団体に寄付する自動販売機です。
・具体的には、寄付型自動販売機の設置（新規の設置）を希望する企業・団体等（以下「設置者」という）が、飲料メーカーに対し設置の申し出を行い、募金率や売り上げ利率等を定め契約を締結します。
・設置者の負担分は、通常、自動販売機に係る電気代となります。（設置者が受ける売上利益の中からも任意設定した率に応じて募金することもできます。また、既設置の自販機を「寄付型」に変更することもできます。）
・詳細は、当センター事務局へお問い合わせください。

○被害者支援自動販売機の設置先様のメリット

・お客様が利用されますと、御社の社会貢献ができます。
・被害者支援自動販売機を設置することで、企業のイメージアップが図られます。
・寄付金には税制優遇措置が適用できます。

募金箱設置のご協力依頼

当支援センターでは、犯罪被害者等支援活動の財源確保のため、警察署・役所等多くの方々の目に留まるところに募金箱の設置をお願いいたしております。

今後は、法人・団体及び各種施設関係の皆様にも活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと考えております。

ご連絡いただけたらお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人
北･ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

（事務局）〒070-0035　旭川市５条通10丁目　旭川市五条庁舎内
TEL･FAX　0166－24－3010
URL　http：//www.kitahkd-sc.jp/
E-mail　kita.hokkaido.h21@soleil.ocn.ne.jp

「きずな」（第12号）　発行責任者　白井宏之

印刷所　㈲かとう印刷